

阿賀野市告示第92号

阿賀野市安全安心農産物生産推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年4月25日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市安全安心農産物生産推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
阿賀野市安全安心農産物生産推進事業補助金交付要綱（令和4年阿賀野市告示第215号）の一部を改正する。

第2条第2号を削る。

第4条中「令和4年度」を「令和5年度」に改める。

第9条第2号中「分配するとともに、園芸栽培者には翌年5月末日までに」を削る。

別表中「対象者」を「栽培者」に改め、同表園芸対象者の項を削る。

附 則

この告示は、令和5年4月25日から施行し、改正後の阿賀野市安全安心農産物生産推進事業補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。